競争法実務家養成コース

~独占禁止法・下請法・景品表示法~



公益財団法人

公正取引協会

〒107-0052 東京都港区赤坂 1-4-1 赤坂KSビル2F 電 話 03 (3585) 1241 FAX 03 (3585) 1265 「独占禁止法は難しい」といわれることがよくあります。これは、独占禁止法の規定が抽象的であることのほかに、手続が独自で、通常の民事や行政の手続と異なっているため、慣れていない場合に、条文を見ただけでは十分に理解しにくいという面があるからだと思われます。

本養成コースは、独占禁止法と下請法、景品表示法について、それぞれ実務の面にスポットを当て、 弁護士の先生方にそのエッセンスをお話しいただく ので、よりわかりやすく、かつ実践的で有益な知識 が吸収できる内容となっています。また、最終回の 講義では、企業のコンプライアンス担当者から、自 社の実例を踏まえた独禁法、下請法、景表法全般に ついてコンプライアンスへの取組について講演をし ていただくこととしております。

これから独占禁止法,下請法,景品表示法の実務 に携わっていこうとしている方々にとって,他には 得がたい機会ですので,奮ってご参加いただきます ようご案内申し上げます。

\Diamond	講師	独占禁止法等に詳しい弁護士、企業のコンプライアンス担当者
\Diamond	開催日	平成 29 年 11 月 17 日 (金) ~平成 30 年 3 月 16 日 (金) 全 5 回
\Diamond	時間	15 : 00~17 : 00
\Diamond	場所	公正取引協会第一会議室
\Diamond	受講料	54, 000 円(税込)
\Diamond	定員	30 名(定員に達し次第締め切らせて頂きます)

※申込者が出席困難なときは代理出席が可能です。



くスケジュール>

`	明度ロ ニ ラ					
	開催日・テーマ	主な内容	講師			
1	平成 29 年 11 月 17 日(金) 独占禁止法の概要	〇独占禁止法の法体系 〇企業法務における独禁法への基本スタンス	森・濱田松本法律事務所 池田 毅 弁護士			
2	12月15日(金) 独占禁止法の違反事 件に対する企業の実 務対応 審査	○行政調査,犯則調査に対する企業対応○公取委の意見聴取手続及び「審査手続に関する指針」を踏まえた企業の対応	のぞみ総合法律事務所 大東 泰雄 弁護士			
3	平成30年 1月19日(金) 下請法に対する企業 の実務対応	〇公取委等の運用を踏まえた実務上の留意点 〇違反事件の対象となったときの対処 〇社内コンプライアンスの要諦	TMI 総合法律事務所 樋口 陽介 弁護士			
4	2月16日(金) 景品表示法に対する 企業の実務対応	○広告表示に関する実務上の留意点 ○景品表示法による課徴金事案のポイントと教訓 ○不当表示の疑いが生じた場合の対処(調査対応含 む)	弁護士法人 大江橋法律事務所 古川 昌平 弁護士			
5	3月16日(金) 企業コンプライアン スの実務	〇独占禁止法,下請法,景品表示法についての社内 コンプライアンスの要諦	ANA ホールディングス(株) グループ法務部 西村 順也 氏			

都合により日時が変更になることがあり得ますので、あらかじめご了承ください。

◆お申込み要領◆

1. ウェブサイト 以下のサイトにアクセスの上、案内に従い「参加申込みフォーム」からお申込みく ださい

URL : http://www.koutori-kyokai.or.jp

2. 電子メール 件名に「競争法実務家養成コース申込」、本文に①会社等の住所、②会社等の名称・

ご所属、③受講者ご氏名、④電話番号、⑤e-mail アドレスをお書きの上、

kouza2017@koutori-kyokai.or.jpまでお送りください

3. FAX 以下の申込書に必要事項をご記入の上,送信してください

(公財)公正取引協会 行(FAX: 03-3585-1265)

平成 29 年度 競争法実務家養成コース 受講申込書

受講者ご氏名					
会社等の名称・ご所属					
	Ŧ				
会社等の住所					
		TEL	()	
電子メールアドレス					

※ご提供頂いた個人情報は、当協会からの各種連絡・情報提供以外には使用いたしません。

♦